

令和 6 年 9 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 9月市議会定例会に付議すべき事件

議案第98号	令和6年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第99号	令和6年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算	別冊
議案第100号	令和6年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予算	別冊
議案第101号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求ることについて	5
議案第102号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求ることについて	7
議案第103号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求ることについて	9
議案第104号	八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第105号	八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	19
議案第106号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第107号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第108号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第109号	八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第110号	八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第111号	八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35

議案第112号	八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について	37
議案第113号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	39
認定第1号	令和5年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について	41
認定第2号	令和5年度八戸市公営企業会計決算の認定について	43



議案第101号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めるについて  
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏名 久保千恵子

議案第102号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めるについて  
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏名 西館清司

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

5人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 星野順子

梅内洋子

小野恭

馬場悦子

柴田義弘









議案第104号

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

心身障害者医療費の支給に関する事務等を個人番号を利用することができる事務に追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

八戸市個人番号の利用に関する条例（平成27年八戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項右欄中「進学準備給付金の支給」を「進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改め、同項を同表の6の項とし、同表中4の項を5の項とし、1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 市長	八戸市心身障害者医療費支給条例（昭和50年八戸市条例第29号）による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の1の項右欄中「保護の実施又は」を「保護の実施、」に、「進学準備給付金の支給」を「進学・就職準備給付金の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施」に改め、同表の4の項中欄中「実施」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同項中「」  
「  
」

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの  
を

「」  
「  
」

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
八戸市心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、  
」

同表の15の項中

「」  
「  
」

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
-------------------------

を

「」  
「  
」

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
八戸市心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、  
」

同表の17の項中欄中「（平成14年法律第103号）」を削り、同表の24の項中欄中「実施」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同項中

「  
　　| 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの  
　　| を  
　　| 」

「  
　　| 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの  
　　| 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの  
　　| 」

に改め、

同項を同表の25の項とし、同表中23の項を24の項とし、20の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20 市長	八戸市心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第105号

八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市の機関等に対する申請、届出その他の手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を進めることにより、市民生活の向上を図るため、情報通信技術を利用する方法による手続等について必要な事項を定めるものである。

## 八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び規則（市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が定める規則（議長の定める規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。以下同じ。）並びに青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年青森県条例第54号）により市が処理することとされた事務について規定する青森県の条例及び青森県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 市が設置する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）を管理する指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除

く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第

1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかか

わらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により

確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により隨時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年11月5日から施行する。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

手数料の徴収時期及び郵便による謄本、抄本、証明書等の送付に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「請求」を「申請又は請求（これらに相当する行為を含む。以下同じ。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、謄本、抄本、証明書その他の書類の交付を目的とする申請又は請求にあっては、その交付の際に徴収する。

本則に次の1条を加える。

（郵便による送付）

第5条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、手数料のほか当該送付に要する費用を負担しなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、公益信託に係る個人市民税の寄附金税額控除に関する規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の6第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該  
公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第33条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第3条の4を次のように改める。

### 第3条の4 削除

附則第8条の2第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

## 附 則

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行日の属する年の  
翌年の1月1日から施行する。ただし、附則第8条の2第14項の改正規定は公布の日から、  
第33条の2の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の  
適用がある場合におけるこの条例による改正後の第21条の6第1項（第9号に係る部分に限  
る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部  
を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有  
するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定  
寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第108号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

給食費の徴収について所要の改正をするためのものである。

## 八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

### （給食費）

第4条 学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の負担とされている経費に充てるための費用（以下「給食費」という。）は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

2 納入は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で給食費に関するものを受けた期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が法令等の規定による援助で給食費に関するものを受けた期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る給食費については、この限りでない。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る給食費については、なお従前の例による。

議案第109号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課  
税免除等の対象となる施設に特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設  
を加えるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

## 八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条各号に掲げる業務施設のいずれかに該当するものに限る。以下「特定業務施設」を「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（以下「特定業務施設等」に改め、同条第2項中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

議案第110号

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第111号

八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

精神病床の減床をするためのものである。

## 八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「50床」を「30床」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第112号

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について  
八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字櫛引字湯ノ沢 2 番 6
- 2 契約額 344,181,200円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和 7 年 7 月 31 日まで
- 4 契約者 八戸市類家四丁目 2 番 26 号  
株式会社石上建設  
代表取締役 岩 渕 仁
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第113号

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月3日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合の処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をすることについて協議するためのものである。

## 青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

青森県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年青森県指令第159号）の一部を次のように変更する。

別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

認定第 1 号

令和 5 年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について  
令和 5 年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 5 年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 5 年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 5 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 5 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 5 年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 5 年度八戸市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 5 年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 5 年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 5 年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 5 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 5 年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 5 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 5 年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算



認定第 2 号

令和 5 年度八戸市公営企業会計決算の認定について

令和 5 年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 5 年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和 5 年度八戸市立市民病院事業会計決算
- 3 令和 5 年度八戸市下水道事業会計決算